

議 会 運 営 委 員 会

令和8年9月7日（月）

1 令和8年第3回葛飾区議会定例会の開催について

(1) 区長発言（要旨）について（別紙）

(2) 付議事件案について（別紙）

予算案	4件
条例案	8件
契約案	7件
報告案	6件
その他	2件 [計27件]

(3) 会期について（別紙） 令和8年9月15日(火)～10月15日(木) 31日間
中間本会議 9月29日（火）

(4) 区政一般質問について

順 序	区民連／共産党／フかつ／みらい／自民党／ 公明党／無所属
持ち時間	自民党： 45分 ／ 公明党： 40分 ／ 区民連： 30分 ／ 共産党： 30分 ／ フかつ： 30分 ／ みらい： 30分 ／ 無所属：各20分

通告締切 9月10日(木) 午後2時

(5) 請願等について 初日付託 9月11日(金) 受付分まで

(6) 意見書等の提出について 件名・案文締切 9月11日(金) 午後4時

(7) 決算審査特別委員会の設置について（別紙）

(8) 署名議員

10番	かくお 誠 一 議員
11番	竹本 としあき 議員
34番	清水 こういち 議員

2 そ の 他

(1) 専決処分の報告について（別紙）

(2) 令和7年度決算に基づく健全化判断比率について（別紙）

(3) 人事案の取扱いについて（別紙）

(4) 議会役員について

【次回日程】 9月14日（月）議会運営委員会理事会 午後1時／ 議会運営委員会 午後2時

令和 8 年第 3 回区議会定例会 区長挨拶要旨

令和 8 年第 3 回区議会定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

この間、区政は、区議会並びに区民の皆様との連携・協働により、着実に進捗しております。深く感謝を申し上げます。

はじめに、熊本地震と千葉豪雨について申し上げます。

去る 7 月 28 日に熊本地方を震源とする地震が発生し、最大震度 7 を観測するなど、甚大な被害が生じました。また、8 月 13 日から 14 日にかけては、相次いで発生した線状降水帯による記録的な大雨により、千葉県内の各地で浸水などの大きな被害が生じました。災害により犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

区では、すでに熊本県には住家被害認定調査や罹災証明発行を支援するために職員を 2 名派遣しており、今後も被災された自治体に対して救援物資の提供など必要な支援を行ってまいります。あわせて、今回の一連の災害を教訓として、災害時の情報発信、物資輸送、避難所運営、出火防止などの取組を改めて点検し、区民の生命と暮らしを守るため、災害に強い安全・安心なまちづくりを一層推進してまいります。

次に、「秋田県鹿角市訪問」についてです。

鹿角市とは、昭和 49 年に始まったよつぎ小学校の児童による都市農村交流をきっかけにして、これまで様々な連携・交流を深めてまいりました。

平成 28 年に包括連携協定を締結してから 10 年を迎え、鹿角市長からお招きいただき 8 月 20 日、21 日に鹿角市を訪問いたしました。

市長との会談では、二地域居住に向けた取組や、児童・生徒が地域資源を学び合う教育交流、鹿角市の再生可能エネルギーによる電力の活用など、今後の連携に向けた意見交換を行いました。

引き続き、環境、観光、文化、教育などの様々な分野での更なる連携・交流を深めながら、地方と都市の共生に向けた取組を進めてまいります。

次に、「スタジアム構想」についてです。

令和８年度は、これまでに実施した基礎調査や民間事業者等へのヒアリング結果を踏まえ、大学教授をはじめとする学識経験者等で構成するスタジアム構想事業検討委員会を設置いたしました。

同委員会では、去る７月３日の第１回開催以降、これまでに第３回まで委員会を重ね、スタジアムの将来像や方向性、理念等を示す「スタジアムのあるべき姿」を取りまとめるとともに、これを踏まえた「スタジアム構想」の具体化に向けた検討を進めております。

今後は、公募等を含めた事業化に向けた次の段階へ、スピード感をもって着実に移行してまいります。あわせて、今後の進捗に応じて、区民の皆様への説明や地域団体との意見交換の機会を重ね、丁寧に取り組んでまいります。

次に、「令和８年度第二次補正予算案」についてです。

まず、本年９月まで実施している介護施設や私立学童保育クラブ等に対する物価高騰緊急対策費助成について、来年３月まで引き続き実施する予算を計上いたしました。

また、同様に物価高騰の影響を受ける個人事業主を含めた区内事業者に対して、５回目となる支援金を支給するための予算を計上いたしました。

さらに、民間空襲等被害者の長年にわたる労苦に対する見舞金の支給に要する経費や、私立学童保育クラブの人材確保・定着及び離職防止に資する宿舍借上げを助成する経費を計上いたしました。

そのほか、区民や事業者の関心の高まりから利用実績が増えている「かつしかエコ助成金」、「子育て家庭等家事サポーター派遣事業」の予算を拡充する経費などを計上いたしました。

以降、「夢と誇りあるふるさと葛飾」を実現するための主要事業の進捗状況を申し上げます。

第１に「いつまでもいきいきと幸せに暮らせる、安全・安心なまち」について申し上げます。

はじめに、「民間空襲等被害者見舞金の支給」についてです。

先の大戦では、旧軍人軍属のみならず、民間人も甚大な被害を受けました。戦後 80 年を超えて、被害者の高齢化が進んでいる状況を踏まえ、民間空襲等被害者への支援を実施したいと考えております。

空襲等により障害や傷跡が残る民間空襲等被害者の方に見舞金を支給するための経費を第二次補正予算案に計上しているところです。

空襲等による被害を受けられた方々の長年のご労苦に対し、区としてお見舞いの気持ちを示してまいります。

次に、「令和 8 年度総合防災訓練」についてです。

区では、令和 7 年度から 8 年度にかけて改定を行った葛飾区業務継続計画〈水害編〉において対象災害として位置付けた中川上流部からの氾濫を想定し、6 月から 8 月にかけて総合防災訓練を実施いたしました。

訓練では、葛飾区の職員全員を対象とした水害対策に関する動画研修や全庁で葛飾区業務継続計画〈水害編〉に基づく情報連絡訓練、安否確認・参集状況報告訓練を実施するとともに、8 月 30 日には災害対策本部職員を対象とした避難情報発令や本部運営に係るワークショップと図上訓練を実施いたしました。

これらの訓練を通じて、水害対応に関する知識の習得や職員の実践的な対応力の向上を図ることができました。

また、今年 5 月 29 日から運用が開始された新たな防災気象情報について、広報紙や説明会、出前講座などを通じて区民への周知を進めてまいりました。6 月 3 日の台風第 6 号接近時には、防災気象情報の発表に合わせて注意喚起を行うとともに、ご不安のある方に対して地区センターの利用が可能であることを呼びかけるなどの対応を行いました。

今後も、各種訓練を継続的に実施するとともに、制度改正や実災害の教訓を踏まえながら、防災体制の充実と災害対応力の更なる強化を図ってまいります。

次に、「災害対策本部運営の強化」についてです。

令和 6 年能登半島地震での国の検証結果や協定を締結している物流事業者と共に実施した支援物資の物流検証訓練を踏まえ、都の補助金を活用して、地域内輸送拠点となる奥戸総合スポーツセンターエイトホールとテクノプラザかつしかに物資の運搬等

に必要なハンドリフト等の資器材を整備することとし、そのために必要な経費を第二次補正予算案に計上しております。

令和9年度の総合防災訓練では、現在策定中の（仮称）葛飾区災害時物資輸送計画の実効性を検証するため、地域内輸送拠点において協定事業者と連携した物資輸送の実動訓練を予定しており、被災者への迅速かつ確実な物資供給体制の構築に取り組んでまいります。

次に、「建築物の耐震化と液状化対策」についてです。

今年度は、区民の生命と財産を守るため、耐震助成制度の補助金額を増額するとともに、障害のある方や要介護認定を受けている方などを対象とした加算制度を新設いたしました。

また、耐震助成制度や液状化対策について広く知っていただくため、説明会の開催回数を年間20回に拡充し、9月から区内7箇所の地区センターで順次開催いたします。

引き続き、制度の周知と活用を促進し、地震に強い、安全・安心なまちづくりを着実に進めてまいります。

次に、「地域安全活動支援事業」についてです。

区では、犯罪の抑止や防犯意識の向上のため、自治町会や商店会などの地域団体が設置する街頭防犯カメラの設置費用を補助しており、街頭防犯カメラの設置台数は、今年度末までに累計で1,985台となる予定です。

また、区内で発生している犯罪の中で多くの割合を占めている自転車盗難への対策として、警察署と連携し、区内の高等学校で、生徒から生徒へ自転車施錠を呼びかける生徒主体の自転車盗難防止キャンペーンを進めています。区の地域課題である自転車盗難に対し、若年層の関心を高めることで、これまで以上に自転車盗難被害の防止に努めてまいります。

今後も、警察や地域と連携しながら防犯対策を強化していくことで、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、「感染症対策の強化」についてです。

区では、妊婦が接種することで、生まれてくる子どもに抗体が移行し、RSウイルス

による肺炎や気管支炎などの予防が期待できる妊婦向けRSウイルスワクチンの定期予防接種を、本年4月から無料で実施しています。

また、都内で流行している麻しんの感染拡大を防ぐため、7月から、妊婦の同居者や子どもと接する機会の多い職員等を対象に、抗体検査と麻しん含有ワクチン接種を無料で実施しています。

新型コロナウイルス感染症は減少傾向にあるものの、高齢者については、依然として重症化するリスクがあります。10月からはじまる新型コロナウイルスワクチンの定期接種について、今年度も希望する方が無料で接種できるよう、引き続き取り組んでまいります。

第2に「子どもが元気に育ち、誰もが生涯にわたって成長し活躍できるまち」について申し上げます。

はじめに、「学童保育クラブ待機児童対策の推進」についてです。

本年4月1日時点の本区の学童保育クラブ待機児童数は398人で、早急に対策を講じなければならない課題です。第二次補正予算案では、私立学童保育クラブの人材確保・定着や離職防止に向けて宿舍借上げを助成する経費を計上いたしました。人材確保に苦慮している私立学童保育クラブに対し、職員の安定雇用につながる支援を行うことで受入児童数の拡大を図ってまいります。

また、昨年度から開始した「公立児童館職員による学校等への出張型夏季一時学童保育」を今年度も実施し、奥戸小学校と末広集い交流館の会議室を活用して、夏季休業期間中に児童72名の受入れを行ったところです。

引き続き、当面の待機児童対策の拡大に積極的に取り組むとともに、併せて、長期的な放課後子ども支援事業の再構築についての検討も進め、将来的な待機児童ゼロの実現に向けた取組を着実に進めてまいります。

次に、「葛飾区子ども・若者総合計画の推進」についてです。

今年度は、子どもの権利委員会でのご意見も踏まえながら、子どもたちの意見を表明する新たな取組として、「葛飾区子ども会議」を開催いたしました。公募で集まった小学生9名、中学生8名により、「学校をより良くするために生徒会や児童会でやりました」

いこと」について活発な意見交換を行ったところです。

また、子どもの権利擁護の一層の推進を図るため、令和8年6月から、子どもの意見表明を支援する意見表明等支援事業を拡充し、児童相談所の一時保護所に入所している児童等を対象とした意見表明等支援員の定期訪問を開始しております。

今後も、子どもの声を大切にしながら、子どもの社会参画の推進や権利擁護の充実に取り組んでまいります。

次に、「葛飾区一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例の制定」についてです。

令和7年4月の児童福祉法等の一部を改正する法律により、「一時保護委託者の登録等に関する基準」を定めた内閣府令が本年3月に公布され、10月1日から施行されることとなりました。

これにより、内閣府令で定める施設等以外の者に一時保護委託をする場合には、条例を制定した上で、一時保護委託者としての登録が必要となります。

そこで、葛飾区におきましても、一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例を制定してまいります。

本条例に基づき、一時保護委託先においても子どもたちが適切な支援を受けられる環境を確保し、心身ともに健やかで安心して生活を送ることができるよう、一時保護委託の適切な運用に努めてまいります。

次に、「ペアレントトレーニング」についてです。

区では、特別支援教室に通う児童の保護者を対象とした支援として、ペアレントトレーニング講座を開催しております。本講座では、グループワークやロールプレイを通して、子どもの行動への適切な関わり方を学び、より良い親子関係の構築を図ることを目的としております。

これまでは小学1年生から3年生までの児童の保護者を対象としておりましたが、高学年児童の保護者のニーズを踏まえ、令和8年度からは対象を小学4年生から6年生の保護者にも拡大し、本年9月から、新たに広げた高学年児童の保護者向け講座を開始いたします。

これにより、特別支援教室に通う全ての児童の保護者が、希望に応じて受講できる

ようになります。

今後も、子どもとの関わり方に悩みを抱える家庭への多角的な支援を充実してまいります。

第3に「人や自然にやさしく、誰もが快適に暮らせる美しいまち」について申し上げます。

はじめに、「新金線を活用した新たな交通システムの整備」についてです。

本年1月に策定した「新金線を活用した新たな交通システム整備構想」の実現に向け、BRT専用道や駅施設等の施設計画や運行・運営体制などの具体的な手法について、考え方や方向性を取りまとめる事業化計画を策定するため、「新交通事業化計画策定委員会」を立ち上げ、検討を開始したところです。

今後は、策定委員会での検討と並行して、関係機関との協議を進めながら、2030年代後半頃の開通を目指し、着実に取り組んでまいります。

次に、「中川かわまちづくり」についてです。

中川かわまちづくりでは、水辺の散策や、地域のイベントなど様々な利活用を楽しめる施設を整備することで、中川全体の回遊性を高め、「かわ」と「まち」が一体となるまちづくりの実現に向けて取り組んでおります。

10月1日には、新宿六丁目に整備された水辺空間の一部が「中川かわまち左岸公園」としてオープンいたします。

引き続き、必要な施設や船着場の整備等について検討を進めていくとともに、他の沿川区間での整備について、国や地域の皆様と協議を進めてまいります。

次に、「東京理科大学との連携による気候変動適応策の取組」についてです。

近年、猛暑日の増加や短時間強雨の頻発により、浸水被害のリスクが高まるなど、気候変動による区民生活への影響が顕在化しています。こうした状況を踏まえ、区民の安全・安心な暮らしを守るため、暑熱対策や雨水流出抑制などの気候変動適応策を推進していく必要があります。

この度、東京理科大学と連携し、緑化駐車場や雨庭（あめにわ）を整備し、それらに

よる地表面温度の低減や雨水流出抑制などの効果を検証するため、所要の経費を第二次補正予算案に計上しております。

今後、本事業を通じて得られた知見や成果を活用しながら、本区の地域特性に応じた気候変動適応策の検討を進め、区民が快適に暮らし続けられるまちづくりに取り組んでまいります。

第4に「葛飾らしい文化や産業が輝く、笑顔とにぎわいあふれるまち」について申し上げます。

はじめに、「物価高騰緊急対策支援金」についてです。

中東情勢の緊迫化を背景とした原油価格の高騰により、物価高や石油関連製品の不足が続いており、区内事業者の経営に深刻な影響を与えております。

そこで、区内事業者の経費負担軽減を図るため、区独自の支援金として、個人事業主に対しては3万円、法人に対しては15万円を交付する「物価高騰緊急対策支援金」を、昨年より時期を早めて実施することといたしました。事業経費として総額14億3500万円を第二次補正予算案に計上しているところです。

前回は、約15,800件の事業者支援金を交付し、賃上げを始めとして経営に必要な様々な用途にご利用いただき、ご好評をいただいております。

今後も、社会経済状況を注視し、区内中小企業の実態を踏まえた効果的な支援を実施してまいります。

次に、「商工振興」についてです。

第42回葛飾区産業フェアを10月16日から18日までと10月23日から25日までの2週にわたり開催いたします。今年度は実行委員会を中心に、産業教育の観点からイベントの見直しを図り、各産業団体による実演や参加体験イベントをより充実させ、お子さんをはじめとした来場者の方が区内産業の魅力に実際に見て触れて楽しめる内容で実施する予定です。この産業フェアの実施を通じて、区内産業の活性化を図ってまいります。

また、11月14日と15日の2日間、新小岩公園において「かつしかフードフェスタ2026」を開催いたします。

本イベントは、区内の飲食店や食品関連事業者が多く参加する区内最大級の食のイベントであり、葛飾の魅力ある食文化を区内外へ広く発信する取組です。

今年は昨年の 39 店舗を上回る 41 店舗の出店を予定しており、より一層充実したイベントとなるよう準備を進めております。区民の皆様をはじめ、多くの方々にご来場いただき、葛飾の食の魅力を楽しんでいただくとともに、区内事業者の販路拡大や地域経済の活性化につなげてまいります。

次に、「観光振興」についてです。

去る 7 月 18 日、柴又に新たな観光拠点となる「柴又川甚まちなみ館」を開館いたしました。開館以来、体験ワークショップや隣接する公園用地を活用したイベントなどに多くの観光客が訪れるとともに、地域の皆様の交流や活動の場としても活用されるなど、新たな観光拠点として賑わいを見せております。今後も柴又の歴史や文化、葛飾の魅力を発信し、地域とともに多くの来訪者で賑わう観光拠点として、その魅力向上に取り組んでまいります。

また、映画「男はつらいよ」のロケ地と連携した「寅さんサミット 2026」を 10 月 31 日と 11 月 1 日に開催いたします。今年は寅さんロケ地の 28 地域が参加し、新たに柴又川甚まちなみ館を会場に加えるなど、帝釈天参道、寅さん記念館、山本亭をはじめとした柴又地域の様々な会場を活用して開催いたします。それぞれの地域が大切に受け継いできた歴史や文化の魅力を広く発信するとともに、幅広い世代の皆様に親しんでいただけるイベントとしてまいります。

以上、「夢と誇りあるふるさと葛飾」の実現に向けた主要事業の進捗状況を申し上げます。

そのほか、今定例会にご提案を申し上げます案件につきましては、上程の折に主管者から詳細にわたりご説明いたしますので、よろしくご決定をいただきますようお願い申し上げます。令和 8 年第 3 回区議会定例会の開会に当たっての私の挨拶といたします。

令和 8 年 度 第 二 次 補 正 予 算 (案) の 概 要

1 補正規模

(単位：千円)

会 計 名	補 正 前 の 予 算 額	補 正 額	補 正 後 の 予 算 総 額
一 般 会 計	2 8 5, 2 4 1, 0 8 4	1 2, 4 9 5, 0 9 8	2 9 7, 7 3 6, 1 8 2
国民健康保険 事業特別会計	4 9, 9 9 4, 0 0 0	6 7 2, 8 6 8	5 0, 6 6 6, 8 6 8
後期高齢者医療 事業特別会計	1 2, 9 8 5, 0 0 0	2 0 6, 1 7 5	1 3, 1 9 1, 1 7 5
介護保険 事業特別会計	4 7, 0 7 9, 0 0 0	1, 4 5 7, 7 1 2	4 8, 5 3 6, 7 1 2
合 計	3 9 5, 2 9 9, 0 8 4	1 4, 8 3 1, 8 5 3	4 1 0, 1 3 0, 9 3 7

2 補正事項

一般会計（第2号）

(1) 歳入 1 2, 4 9 5, 0 9 8 千円

国 庫 支 出 金 1 9 3, 0 9 2 千円 ・精神障害者自立支援福祉費
 ・子ども・子育て支援交付金
 ・母子保健医療対策総合支援事業費
 ・地域介護・福祉空間整備等交付金
 ・都市計画道路整備費

都 支 出 金 8 0 2, 4 0 9 千円 ・民生委員費
 ・精神障害者自立支援福祉費
 ・災害対策設備整備費
 ・気候変動適応策推進費
 ・在宅レスパイト・就労等支援事業費
 ・高齢者施策推進費
 ・子ども家庭支援包括事業費
 ・子ども・子育て支援交付金
 ・とうきょうママパパ応援事業費
 ・障害者施設等熱中症予防支援事業費
 ・保育所等物価高騰緊急対策事業費
 ・保育所等熱中症予防支援事業費
 ・都市計画交付金

		・公園整備費 ・学童保育クラブ待機児童解消区市町村支援事業費
繰 入 金	1,648,067千円	・夢と誇りあるふるさと葛飾基金繰入金 ・財政調整基金繰入金 ・国民健康保険事業特別会計繰入金 ・介護保険事業特別会計繰入金
繰 越 金	9,660,603千円	
諸 収 入	190,927千円	・福祉事業費過年度収入 ・衛生事業費過年度収入 ・重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業利用者負担金 ・児童養護施設等措施費共同経理負担金等返還金
（２）歳出		
庁 舎 管 理 経 費	2,000,000千円	・総合庁舎整備基金積立金
財 政 管 理 経 費	4,000,000千円	・積立金 （公共施設等整備基金積立金）
企 画 調 整 経 費	600,000千円	・東京理科大学土壌汚染除去費賠償金
災 害 対 策 経 費	4,701千円	・災害対策本部運営強化経費
情報システム運営経費	86,306千円	・住民情報系システム管理運営経費 （法制度改正対応システム改修委託費）
地域コミュニティ施設 管 理 運 営 経 費	11,577千円	・公共施設予約システム運用経費
気 候 変 動 対 策 推 進 事 業 経 費	446,954千円	・区民の環境行動推進経費 （省エネルギー設備等導入費助成） ・事業者の環境行動推進経費 （省エネルギー設備等導入費助成） ・気候変動適応策推進経費 （雨庭整備等気候変動適応策実証経費助成）
総 務 事 務 経 費 （ 社 会 福 祉 費 ）	29,625千円	・家族介護者支援事業経費 ・熱中症予防対策支援経費 （障害者施設等熱中症予防対策費助成） ・障害者施設等物価高騰緊急対策費助成
民生委員関係事務経費	82,644千円	・民生委員・児童委員活動費
各種援護事業経費	1,011千円	・民間空襲等被害者見舞金支給経費

心身障害者福祉事業経費	8, 774千円	・重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業経費
総務事務経費 （高齢者福祉費）	△56, 829千円	・特別養護老人ホーム大規模改修費助成 ・認知症高齢者グループホーム大規模修繕費助成 ・介護施設等物価高騰緊急対策費助成
出産・子育て支援事業経費	103, 409千円	・子育て家庭等家事サポーター派遣事業経費
認証保育所運営 助成等経費	14, 222千円	・私立幼稚園助成経費 （物価高騰緊急対策費助成） ・認証保育所運営費助成 （物価高騰緊急対策費助成、熱中症予防 対策費助成） ・認可外保育施設利用者負担軽減等助成経費 （物価高騰緊急対策費助成、熱中症予防 対策費助成）
私立児童福祉施設 措置等経費	163, 257千円	・私立保育所運営費助成 （物価高騰緊急対策費助成、熱中症予防 対策費助成） ・私立幼稚園運営費助成 （物価高騰緊急対策費助成） ・認定こども園運営費助成 （物価高騰緊急対策費助成、熱中症予防 対策費助成） ・家庭的保育事業運営費助成 （物価高騰緊急対策費助成、熱中症予防 対策費助成） ・小規模保育事業運営費助成 （物価高騰緊急対策費助成、熱中症予防 対策費助成） ・ファミリーサポートセンター事業経費 ・私立母子生活支援施設措置費 （物価高騰緊急対策費助成） ・障害児入所施設等措置経費 （物価高騰緊急対策費助成） ・児童養護施設等措置費共同経理負担金 （物価高騰緊急対策費負担金）
総務事務経費 （衛生管理費）	△68, 599千円	・熱中症予防対策事業経費 （精神障害者施設等熱中症予防対策費助成） ・医療機関等物価高騰緊急対策費助成
難病対策事業経費	11, 453千円	・難病患者居宅生活支援経費
総務事務経費 （産業振興費）	1, 434, 876千円	・物価高騰緊急対策支援金支給事業経費 （支援金、支給事務費）
街づくり事業経費	0千円	・青戸六・七丁目地区街づくり事業経費 （物件調査委託費（債務負担行為設定））

都市計画道路 整備事業経費	1, 215, 063千円	・都市計画道路用地取得費
放置自転車対策等経費	1, 894千円	・自転車駐車場管理運営経費 (管理運営委託費(債務負担行為設定)、 機器借上料(債務負担行為設定))
地域の身近な公園 整備経費	320, 647千円	・(仮称)細田五丁目公園整備経費 (用地取得費)
一般公園整備経費	94, 700千円	・川を活かした街づくり事業経費 (新中川通水記念公園撤去設計委託費 (債務負担行為設定)、中川左岸緑道 公園照明設備整備工事費(債務負担行 為設定)、中川右岸緑道公園照明設備 整備工事費(債務負担行為設定))
学校教育活動指導経費	21, 384千円	・教育情報化推進経費
小学校運営経費	761千円	・一般校具・教材等管理経費 (講演台購入費)
小学校維持管理経費	4, 239千円	・学校施設維持管理経費 (駐輪場整備費)
校舎建設経費 (小学校費)	18, 300千円	・小松南小学校改築経費 (旧松南小学校改修工事等設計委託費 (債務負担行為設定))
校舎建設経費 (中学校費)	189, 100千円	・常盤中学校改築経費 (改築工事費)
放課後支援事業経費	111, 476千円	・学童保育クラブ運営助成経費 (職員宿舍借上支援事業費助成、デジタ ル化・ICT化推進事業費助成、物価 高騰緊急対策費助成、熱中症予防対策 費助成)
体育施設管理運営経費	12, 294千円	・運動場等改修経費 (奥戸総合スポーツセンター温水プール 館電気設備改修工事費)
諸支出金	190, 925千円	・後期高齢者医療事業特別会計繰出金
その他	1, 440, 934千円	・国及び都支出金超過交付金返還金

国民健康保険事業特別会計（第1号）

(1) 歳入 672,868千円

繰越金 672,868千円

(2) 歳出 672, 868千円

国民健康保険 事業費納付金	43,681千円	・一般被保険者後期高齢者支援金分 ・子ども・子育て支援納付金分
------------------	----------	------------------------------------

諸 支 出 金 629,187千円 ・国及び都支出金超過交付金返還金
・一般会計繰出金

後期高齢者医療事業特別会計（第1号）

(1) 歳入 206,175千円

繰入金 190,925千円・一般会計繰入金

諸 収 入 15,250千円・広域連合分賦金還付金

(2) 歳出 206,175千円

広域連合分賦金 190,925千円・過年度精算分等

諸 支 出 金 15,250千円・葬祭費受託事業収入返還金

介護保険事業特別会計（第1号）

(1) 歳入 1, 457, 712 千円

国庫支出金 15,384千円 ・介護保険交付金
(過年度分)

都 支 出 金 9, 4 8 7 千円 ・介護保険交付金
(過年度分)

支払基金交付金 23, 167千円 ・介護給付費交付金
（過年度分）

繰越金 1,409,674千円

(2) 歳出 1, 457, 712 千円

基金積立金 863,174千円・介護保険給付準備基金積立金

諸 支 出 金	5 9 4 , 5 3 8 千円	・ 国、都支出金及び支払基金交付金 超過交付金返還金 ・ 一般会計繰出金
---------	------------------	--

令和8年第3回葛飾区議会定例会付議事件の概要

予 算 案	4 件
条 例 案	8 件
契 約 案	7 件
報 告 案	6 件
<u>そ の 他 案</u>	<u>2 件</u>
計	27件

- 1 令和8年度葛飾区一般会計補正予算（第2号）
- 2 令和8年度葛飾区国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和8年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和8年度葛飾区介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - （1） 提案理由
既定の予算調製後に生じた事項につき、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、補正予算を調製し、議会に提出するもの
 - （2） 予算の概要
別紙のとおり
- 5 葛飾区一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例
 - （1） 制定理由及び概要
児童福祉法の改正に伴い、葛飾区における一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるもの
 - （2） 施行日
公布の日
- 6 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
 - （1） 改正理由
特定任期付職員の採用について定めるほか、所要の改正をするもの
 - （2） 概要
ア 題名を一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に改めること。
イ 特定任期付職員の採用について定めること。
ウ 特定任期付職員の給与の特例について定めること。
 - （3） 施行日
令和9年4月1日
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - （1） 改正理由及び概要

育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求を書面以外の方法により行うことができるようにするもの

(2) 施行日

公布の日

8 葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

介護補償の1月当たりの限度額を改めるほか、所要の改正をするもの

(2) 概要

ア 介護補償の1月当たりの限度額を次のように改めること。

(ア) 常時介護を要する場合で、親族等による介護を受けたとき。

8万5,490円→9万790円(+5,300円)

(イ) 随時介護を要する場合で、親族等による介護を受けたとき。

4万2,700円→4万5,400円(+2,700円)

イ 葬祭補償の額の定額部分を次のように改めること。

31万5,000円→33万円(+15,000円)

(3) 施行日

公布の日(令和8年4月1日から適用)

9 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び概要

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正を踏まえ、配偶者に係る補償基礎額の加算を廃止するもの

(2) 施行日

公布の日

10 葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

印鑑の登録の申請をする者が本人であることを保証することができる者について、葛飾区において既に印鑑の登録を受けている者から区市町村において既に印鑑の登録を受けている者とするほか、所要の改正をするもの

(2) 概要

ア 印鑑の登録の申請をする者が本人であることを保証することができる者について、葛飾区において既に印鑑の登録を受けている者から区市町村において既に印鑑の登録を受けている者とする。

イ 特定在留カード及び特定特別永住者証明書を利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付について定めること。

(3) 施行日

公布の日

11 葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び概要

立石北第三仮設自転車駐車場の位置を改めるもの

(2) 施行日

葛飾区規則で定める日

12 葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び概要

貸切り使用ができる全ての施設に営利を目的として使用する場合は利用料金の限度額を定めるもの

(2) 施行日

令和9年4月1日

13 (仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事請負契約締結について

(1) 工 事 件 名 (仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事

(2) 工 事 箇 所 葛飾区新宿三丁目 328 番 1、2、331 番 2

(3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 契 約 金 額 2 億 6,125 万円

(5) 契約の相手 東京都葛飾区亀有四丁目 6 番 11 号

大豊・KHY建設共同企業体

構成員(代表者) 東京都葛飾区亀有四丁目 6 番 11 号

大豊電設株式会社

代表取締役 飯 塚 悦 永

構成員 東京都葛飾区西新小岩三丁目 14 番 23 号

有限会社KHYテクノ

代表取締役 眞 川 昭 夫

(6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年7月14日まで

14 (仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事請負契約締結について

(1) 工 事 件 名 (仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事

(2) 工 事 箇 所 葛飾区新宿三丁目 328 番 1、2、331 番 2

(3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 契 約 金 額 2 億 4,479 万 4,000 円

(5) 契約の相手 東京都葛飾区西亀有四丁目 13 番 6 号

東和・洞田貫建設共同企業体

構成員(代表者) 東京都葛飾区西亀有四丁目 13 番 6 号

株式会社東和エンジニアリング

代表取締役 山 村 憲 二

構成員 東京都葛飾区西亀有二丁目 41 番 1 号

有限会社洞田貫設備工業

取締役 榎 本 大 地

(6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年7月14日まで

15 (仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事請負契約締結について

(1) 工 事 件 名 (仮称) 葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事

(2) 工 事 箇 所 葛飾区新宿三丁目 328 番 1、2、331 番 2

(3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 契 約 金 額 3 億 3,733 万 7,000 円

(5) 契約の相手 東京都葛飾区西亀有四丁目 13 番 6 号

東和・とりかつ建設共同企業体

構成員(代表者) 東京都葛飾区西亀有四丁目 13 番 6 号

株式会社東和エンジニアリング

代表取締役 山 村 憲 二

構成員 東京都葛飾区西水元三丁目 21 番 15 号

株式会社とりかつ

代表取締役 大 野 美智子

(6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年7月14日まで

16 葛飾区立水元小学校外構整備工事請負契約締結について

(1) 工 事 件 名 葛飾区立水元小学校外構整備工事

(2) 工 事 箇 所 葛飾区水元四丁目 21 番 1 号

(3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 契 約 金 額 4 億 7,300 万円

(5) 契約の相手 東京都葛飾区堀切八丁目 22 番 7 号

株式会社相川造園

代表取締役 相 川 正 吾

(6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年8月31日まで

17 葛飾区観光文化センター昇降機設備改修工事請負契約締結について

(1) 工 事 件 名 葛飾区観光文化センター昇降機設備改修工事

(2) 工 事 箇 所 葛飾区柴又六丁目 22 番 19 号

(3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 契 約 金 額 1 億 5,543 万円

(5) 契約の相手 東京都台東区上野三丁目 4 番 9 号

中央エレベーター工業株式会社

代表取締役 福 田 賢 司

(6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年3月17日まで

18 新小岩一丁目公園(仮称)新設及び防災活動拠点整備工事請負契約締結について

- (1) 工 事 件 名 新小岩一丁目公園（仮称）新設及び防災活動拠点整備工事
- (2) 工 事 箇 所 葛飾区新小岩一丁目 15 番
- (3) 契約の方法 施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
- (4) 契 約 金 額 1 億 7,072 万円
- (5) 契約の相手 東京都葛飾区青戸八丁目 5 番 16 号
株式会社山溪緑地
代表取締役 松 田 太 郎
- (6) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 9 年 8 月 13 日まで

19 葛飾区立常盤中学校改築に伴う什器等の買入れについて

- (1) 買 入 れ 物 件 葛飾区立常盤中学校改築に伴う什器等 3,670 点
- (2) 買入れの方法 制限付一般競争入札による契約
- (3) 買 入 れ 金 額 1 億 9,019 万円
- (4) 買入れの相手 東京都葛飾区東堀切二丁目 16 番 2 号
エビヌマ株式会社
代表取締役社長 海老沼 優 文
- (5) 納 期 令和 9 年 3 月 17 日

20 訴訟上の和解について

- (1) 提案理由
地方自治法第96条第 1 項第12号の規定に基づき、訴訟上の和解について議決を求めるもの
- (2) 概 要
訴訟上の和解をすること。

ア 事件名 令和 6 年（ワ）第13864号 汚染除去費用請求事件

イ 裁判所 東京地方裁判所

ウ 当事者

(ア) 原告

東京都新宿区神楽坂一丁目 3 番地

学校法人東京理科大学

理事長 浜 本 隆 之

(イ) 被告

葛飾区

エ 請求の趣旨

(ア) 被告は、原告に対し、金 7 億 8,405 万 8,000 円及びこれに対する令和 6 年 3 月 22 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払うこと

(イ) 訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

オ 和解の内容

(ア) 被告は、原告に対し、本件について、平成30年 2 月 23 日付土地譲渡契約書に基づく汚染除去費用として、金 6 億円の支払義務があることを認める。

- (イ) 被告は、原告に対し、前項の金員を令和 8 年12月末日限り、原告が別途指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (ウ) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (エ) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関しこの和解条項に定めるもののほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (オ) 訴訟費用は各自の負担とする。

- 21 令和 7 年度葛飾区一般会計歳入歳出決算
 - 22 令和 7 年度葛飾区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 23 令和 7 年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - 24 令和 7 年度葛飾区介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 25 令和 7 年度葛飾区用地特別会計歳入歳出決算
 - 26 令和 7 年度葛飾区駐車場事業特別会計歳入歳出決算
- 地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付すもの

人権擁護委員候補者の推薦に関する意見について（照会）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、令和 8 年12月31日付けで任期が満了する再任候補者 1 名、令和 9 年 1 月 1 日付け新任候補者 1 名及び令和 9 年 3 月31日付けで任期が満了する再任候補者 1 名について、人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を聞くもの

令和 8 年第 3 回葛飾区議会定例会（案）

月	日	曜	議 会 日 程 等
9 月	1 日	火	議会運営委員会理事会・議会運営委員会（件 名 報 告）
	2 日	水	（ 常 任 委 員 会 ）
	3 日	木	（ 常 任 委 員 会 ）
	4 日	金	
	5 日	土	
	6 日	日	
	7 日	月	議会運営委員会理事会・議会運営委員会（議 案 説 明）
	8 日	火	（議 案 送 付）
	9 日	水	
	10 日	木	一 般 質 問 通 告 締 切
	11 日	金	請願等締切・意見書等件名及び案文締切
	12 日	土	
	13 日	日	
	14 日	月	議会運営委員会理事会・議会運営委員会
	15 日	火	本 会 議
	16 日	水	（ 本 会 議 ）
	17 日	木	第 常 任 委 員 会 （ 建 設 環 境 ）
	18 日	金	特 別 委 員 会 （ 危 機 管 理 ）
			常 任 委 員 会 （ 保 健 福 祉 ）
	19 日	土	3
	20 日	日	
	21 日	月	
	22 日	火	回
	23 日	水	
	24 日	木	常 任 委 員 会 （ 文 教 ）
	25 日	金	定 常 任 委 員 会 （ 総 務 ）
	26 日	土	
	27 日	日	
	28 日	月	例 議会運営委員会理事会・議会運営委員会
	29 日	火	本 会 議
	30 日	水	特 別 委 員 会 （ 新 庁 舎 整 備 ）
10 月	1 日	木	会 特 別 委 員 会 （ 危 機 管 理 ）
	2 日	金	特 別 委 員 会 （ 地 域 交 通 政 策 ）
	3 日	土	
	4 日	日	
	5 日	月	（ 決 算 審 査 特 別 委 員 会 ・ 第 1 分 科 会 ）
	6 日	火	（ 決 算 審 査 特 別 委 員 会 ・ 第 2 分 科 会 ）
	7 日	水	31 （ 決 算 審 査 特 別 委 員 会 ・ 第 3 分 科 会 ）
	8 日	木	（ 決 算 審 査 特 別 委 員 会 ・ 第 4 分 科 会 ）
	9 日	金	日
	10 日	土	
	11 日	日	間
	12 日	月	
	13 日	火	（ 決 算 審 査 特 別 委 員 会 ）
	14 日	水	議会運営委員会理事会・議会運営委員会
	15 日	木	本 会 議

令和8年 決算審査特別委員会の設置について

1 特別委員会の設置・構成

- (1) 議長及び監査委員を除く全議員(37名)をもって構成する決算審査特別委員会(以下「委員会」という。)を9月15日(火)又は16日(水)の本会議において設置する。
ただし、議長は、すべての委員会に出席することができる。
- (2) 設置後直ちに本会議を休憩のうえ委員会を開催し、委員長、副委員長(1名)及び理事(5名)を互選する。

2 分科会の設置及び所管事項

- (1) 款・項別審査を行うため、委員会に4分科会を設置し、分科会長及び副分科会長(各1名)を委員長が指名する。なお、議長及び委員長はすべての分科会に出席することができる。
- (2) 各分科会の定数及び所管事項は次のとおりとし、各委員は2つの分科会に所属する。

第1分科会 [18名]	一般会計のうち 議会費、総務費、産業経済費及び職員費に係る歳入歳出決算
第2分科会 [19名]	一般会計のうち 福祉費及び衛生費に係る歳入歳出決算
第3分科会 [18名]	一般会計のうち 環境費及び都市整備費に係る歳入歳出決算
第4分科会 [19名]	一般会計のうち 教育費、公債費以下に係る歳入歳出決算 及び各特別会計に係る歳入歳出決算

※第1分科会の所管に係る職員費については、必要があれば他の分科会においても関連する質疑を行うことができる。

3 追加資料

- (1) 追加資料要求締切 9月11日(金)午後2時
- (2) 追加資料要求委員会決定 9月15日(火)又は16日(水)
- (3) 追加資料配付 9月29日(火)

4 委員会の開催日程

- (1) 委員会 9月15日(火)又は16日(水) 本会議休憩中
委員長等互選、分科会設置など
- (2) 分科会審査
第1分科会 10月 5日(月) 午前10時開議
第2分科会 10月 6日(火) 午前10時開議
第3分科会 10月 7日(水) 午前10時開議
第4分科会 10月 8日(木) 午前10時開議
- (3) 委員会 10月13日(火) 午後 1時開議
分科会報告、質疑及び採決

5 分科会の運営

- (1) 決算審査特別委員長は、各分科会長に対して、その所管に係る各会計決算の審査を行わせる。
- (2) 各分科会長は、分科会を開催し、所管審査事項を審査する。
- (3) 理事者の出席は、区長、副区長、教育長（第1、第4分科会のみ）、代表監査委員及び各分科会の所管に係る部・課長とし、答弁者は原則として課長級とする。ただし、政策経営部長、総務部長、政策企画課長、経営改革担当課長、財政課長、DX戦略課長、総務課長、人事課長、契約管財課長、会計管理者及び監査事務局長は、すべての分科会に出席する。
- (4) 決算概要の説明は行わない。
- (5) 質疑に持ち時間制は導入しない。ただし、各分科会が1日で審査を終了するよう、各会派が良識を持って対応する。
- (6) 審査は、歳入・歳出を区別せず行う。また、原則として一般会計においては項ごとに、各特別会計においては会計ごとに審査を行う。
- (7) その他、分科会の運営については、委員会の運営に準ずる。
- (8) 各会派は、分科会終了後、決算に関する会派の意見（別紙1）を400字以内にまとめ、分科会長に提出することができる。
- (9) 各分科会長は、各会派から提出された意見を付して、決算審査特別委員長に審査が終了した旨を報告（別紙2）する。

6 委員会採決

- (1) 決算審査特別委員長は、10月13日（火）に委員会を開催し、各分科会長に分科会審査の経過を報告させ、報告に対する質疑終了後、採決を行う。
- (2) 経過報告の際には、各会派から提出された意見（別紙3）を各委員に配付する。
- (3) 討論は、委員会においては省略し、本会議での採決の際に行う。
- (4) 委員会採決については、インターネット中継を実施する。

7 本会議における決算審査特別委員長の報告

決算審査特別委員長は、本会議において委員長報告を行う。

令和 8 年 決 算 審 査 特 別 委 員 会
分 科 会 審 査 に お け る 会 派 の 意 見

第 分 科 会

会 派 名	代表姓名	代表人数	代表性别	代表年龄	代表职业	代表学历	代表职称	代表职务	代表住址	代表电话	代表电子邮箱	代表单位	代表职业	代表学历	代表职称	代表职务	代表住址	代表电话	代表电子邮箱	代表单位
会 派 名	代表姓名	代表人数	代表性别	代表年龄	代表职业	代表学历	代表职称	代表职务	代表住址	代表电话	代表电子邮箱	代表单位	代表职业	代表学历	代表职称	代表职务	代表住址	代表电话	代表电子邮箱	代表单位

A blank grid paper with a 20x20 grid of small squares. The grid is labeled with numbers 5, 10, 15, and 20 along the top and right edges. The top edge has labels 5, 10, 15, and 20 at the 5th, 10th, 15th, and 20th columns respectively. The right edge has labels 5, 10, 15, and 20 at the 5th, 10th, 15th, and 20th rows respectively. The grid is composed of small squares, each measuring 1 unit by 1 unit. The grid is labeled with numbers 5, 10, 15, and 20 along the top and right edges. The top edge has labels 5, 10, 15, and 20 at the 5th, 10th, 15th, and 20th columns respectively. The right edge has labels 5, 10, 15, and 20 at the 5th, 10th, 15th, and 20th rows respectively. The grid is composed of small squares, each measuring 1 unit by 1 unit.

(別 紙 2)

令和 8 年〇月〇日

決算審査特別委員長

〇 〇 〇 〇 殿

決算審査特別委員会

第〇分科会長 〇 〇 〇 〇

令和 7 年度葛飾区各会計歳入歳出決算の審査について

本分科会は、所管事項について審査を終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 所 管 事 項 (1)報告第〇号 令和 7 年度葛飾区一般会計歳入歳出
決算のうち 〇〇費、〇〇費及び〇〇費に係る
歳入歳出決算
- 2 審 査 日 令和 8 年〇月〇日 ()
- 3 各会派等の意見 別紙に記載のとおり

第 分科会各会派の意見

自由民主党議員団

5

10

葛飾区議会公明党

5

10

かつしか区民連合

5

10

日本共産党葛飾区議会議員団

5

10

フロンティアかつしか（維新・参政・無所属）

5

10

みらい葛飾（生活者ネット・道・立憲民主）

5

10

無所属

5

10

無所属

5

10

無所属

5

10

令和8年 決算審査特別委員会・役員配分表

○決算審査特別委員会

		自民党	公明党	区民連	共産党	フかつ	みらい
委員 会	委員長	◎1					
	副委員長		○2				
	理事	○		○	○	○	○

○各分科会

		自民党	公明党	区民連	共産党	フかつ	みらい
第1	分科会長	◎3					
	副分科会長		○10				
第2	分科会長			◎3			
	副分科会長					○5	
第3	分科会長		◎5				
	副分科会長				○5		
第4	分科会長	◎9					
	副分科会長						○5

令和8年 決算審査特別委員会・分科会会派別配分表

■ 委 員 会

委員会 役員	委員長	
	副委員長	
	理 事	

■ 分 科 会

会派名 (委員数×回数)	第 1 分科会 (18名) 議会費、総務費、 産業経済費、職員費	第 2 分科会 (19名) 福祉費、衛生費	第 3 分科会 (18名) 環境費、都市整備費	第 4 分科会 (19名) 教育費、公債費、 諸支出金 及び 各特別会計
自民党 (8×2)	池田 ひさよし	秋 本 とよえ	安西 まさのぶ	秋 本 とよえ
	高 木 信 明	安西 まさのぶ	伊藤 よしのり	池田 ひさよし
	竹本 としあき	大 森 ゆきこ	高 木 信 明	伊藤 よしのり
	筒井 たかひさ (4名)	竹本 としあき (4名)	筒井 たかひさ (4名)	大 森 ゆきこ (4名)
公明党 (7×2)	岩田 よしかず	岩田 よしかず	かくお 誠 一	おおや けい子
	おおや けい子	早 川 はるよ	小 山 たつや	小 山 たつや
	かくお 誠 一	細 木 まこと	早 川 はるよ	清水 こういち
	清水 こういち (4名)	 (3名)	細 木 まこと (4名)	 (3名)
区民連 (5×2)	うてな 英 明	うてな 英 明	鈴 木 たつし	大 高 拓
	大 高 拓	かわごえ 誠一	中 村 けいこ	かわごえ 誠一
	 (2名)	鈴 木 たつし (3名)	 (2名)	中 村 けいこ (3名)
	 (2名)	 (2名)	 (2名)	 (2名)
共産党 (4×2)	片 岡 ちとせ	木 村 ひでこ	片 岡 ちとせ	木 村 ひでこ
	中 村 しんご	中 江 秀 夫	中 村 しんご	中 江 秀 夫
	 (2名)	 (2名)	 (2名)	 (2名)
	 (2名)	 (2名)	 (2名)	 (2名)
フかつ (4×2)	小 林 ひとし	菅 野 勇 人	菅 野 勇 人	小 林 ひとし
	鈴 木 信 行	広 田 さくら	鈴 木 信 行	広 田 さくら
	 (2名)	 (2名)	 (2名)	 (2名)
	 (2名)	 (2名)	 (2名)	 (2名)
みらい (4×2)	岩 見 なつよ	鬼 頭 す み	岩 見 なつよ	土 田 あきら
	土 田 あきら	沼 田 たか子	鬼 頭 す み	沼 田 たか子
	 (2名)	 (2名)	 (2名)	 (2名)
	 (2名)	 (2名)	 (2名)	 (2名)
無所属 (5×2)	大西 じゅんこ	つ た えりな	つ た えりな	大西 じゅんこ
	舟 坂 と も	みずま 雪 絵	むらまつ 勝康	舟 坂 と も
	 (2名)	むらまつ 勝康 (3名)	 (2名)	みずま 雪 絵 (3名)
	 (2名)	 (3名)	 (2名)	 (3名)



8 葛総契第342-1号

令和8年9月8日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず 殿

葛飾区長 青 木 克 徳

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

専決処分報告書（契約変更）

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年9月15日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 専決処分事項

八劔橋橋梁架替（その11）工事請負契約の変更

2 件名

八劔橋橋梁架替（その11）工事請負契約

3 契約の相手

千葉県船橋市山野町27番地

株式会社横河ブリッジ

代表取締役 中 村 譲

代理人 東京都港区芝浦四丁目4番44号 横河ビル

株式会社横河ブリッジ 東京営業所

所長 黒 田 力

4 変更内容

(1) 変更前契約金額

6 億9,622万4,100円

(2) 変更後契約金額

7 億2,916万9,100円

5 変更理由

- (1) 労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項を適用した。
- (2) 東京都の地盤改良工事において草刈りが実施されたため、本工事の草刈り対象範囲を減らした。
- (3) 交通管理者と協議した結果、クレーン付き台船解体時における一般航行の安全性を確保するため、警戒船の配置数を増やした。

6 専決処分年月日

令和8年7月24日



8 葛総契第342-2号

令和8年9月8日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず 殿

葛飾区長 青 木 克 徳

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

専決処分報告書（契約変更）

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年9月15日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 専決処分事項

葛飾区亀有文化ホール改修工事請負契約の変更

2 件名

葛飾区亀有文化ホール改修工事請負契約

3 契約の相手

東京都葛飾区柴又七丁目1番11号

株式会社トーヨー富士工

代表取締役 角 田 隆 二

4 変更内容

(1) 変更前契約金額

5億5,506万円

(2) 変更後契約金額

5億7,003万1,000円

5 変更理由

(1) ダクトの配置が設計図書と異なっていたため、トイレ配管開口部の施工方法を変更した。

(2) ロビーの内壁上部のタイルの劣化が著しかったため、補修した。

- (3) 本工事で調査した結果、壁の下地材に石綿が含有していることが判明したため、撤去方法及び処分方法を変更した。

6 専決処分年月日

令和 8 年 7 月 28 日



8 葛総契第342-3号

令和8年9月8日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず 殿

葛飾区長 青 木 克 徳

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

専決処分報告書（契約変更）

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年9月15日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 専決処分事項

葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事請負契約の変更

2 件名

葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事請負契約

3 契約の相手

東京都葛飾区東立石四丁目45番5号

工藤・共栄建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区東立石四丁目45番5号

工藤電業株式会社

代表取締役 工 藤 賢 作

構成員 東京都葛飾区高砂六丁目16番11号

共栄電設工業株式会社

代表取締役 桜 井 純 一

4 変更内容

(1) 変更前契約金額

4億5,540万円

(2) 変更後契約金額

4億5,649万8,240円

5 変更理由

労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項を適用した。

6 専決処分年月日

令和8年8月17日



8 葛総契第342-4号

令和8年9月8日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず 殿

葛飾区長 青 木 克 徳

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

専決処分報告書（契約変更）

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年9月15日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 専決処分事項

葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事請負契約の変更

2 件名

葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事請負契約

3 契約の相手

東京都葛飾区西水元一丁目17番12号

株式会社高田工業

代表取締役 高 田 英 生

4 変更内容

(1) 変更前契約金額

2億240万円

(2) 変更後契約金額

2億818万6,000円

5 変更理由

(1) 本工事で調査した結果、屋上のアスファルト防水材に石綿が含有していることが判明したため、撤去方法及び処分方法を変更した。

(2) 本工事で調査した結果、煙突及び給食室の内装仕上材に石綿が含有していないこと

が判明したため、撤去方法及び処分方法を変更した。

- (3) 本工事の施工に当たり、近隣の家屋調査を実施することとしていたが、辞退の申出があった一部の家屋の調査を取りやめた。

6 専決処分年月日

令和8年8月17日



8 葛総契第342-5号

令和8年9月8日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず 殿

葛飾区長 青 木 克 徳

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

専決処分報告書（契約変更）

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年9月15日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 専決処分事項

葛飾区立東金町小学校増築工事請負契約の変更

2 件名

葛飾区立東金町小学校増築工事請負契約

3 契約の相手

東京都葛飾区堀切四丁目53番3号

株式会社大徳工務店

代表取締役 齊 藤 徳 行

4 変更内容

(1) 変更前契約金額

6億6,643万5,000円

(2) 変更後契約金額

6億9,692万7,000円

5 変更理由

(1) 既存杭を撤去するに当たり、劣化が著しく、当初予定していた工法では完全に取り除くことが困難であったため、撤去方法を変更した。

(2) 増築する校舎の基礎を施工するに当たり、支障となる地中埋設物が確認されたため、

撤去及び処分を行った。

6 専決処分年月日

令和 8 年 8 月 18 日



8 葛総契第342-6号

令和8年9月8日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず 殿

葛飾区長 青 木 克 徳

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

専決処分報告書（契約変更）

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年9月15日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 専決処分事項

葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事請負契約の変更

2 件名

葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事請負契約

3 契約の相手

東京都葛飾区柴又二丁目12番10号

株式会社誠和土木

代表取締役 麻 生 悟

4 変更内容

(1) 変更前契約金額

3億2,164万円

(2) 変更後契約金額

3億2,785万5,000円

5 変更理由

新校舎の外構工事に当たり、支障となる地中埋設物が確認されたため、撤去及び処分を行った。

6 専決処分年月日

令和 8 年 8 月 18 日



8 葛総契第342-7号

令和8年9月8日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず 殿

葛飾区長 青 木 克 徳

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

専決処分報告書（契約変更）

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年9月15日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 専決処分事項

葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事請負契約の変更

2 件名

葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事請負契約

3 契約の相手

東京都葛飾区亀有三丁目33番2号

桂・葛飾建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区亀有三丁目33番2号

株式会社桂造園

代表取締役 菊 地 謙 二

構成員 東京都葛飾区宝町二丁目35番18号

葛飾エクステリア株式会社

代表取締役 田 中 浩 二

4 変更内容

(1) 変更前契約金額

4億7,740万円

(2) 変更後契約金額

4億8,716万8,000円

5 変更理由

- (1) 人工芝から天然芝への張り替えに当たり、工事の支障となる地中埋設物が確認されたため、撤去及び処分を行った。
- (2) 柵の基礎の一部が既設電気配線と干渉することが判明したため、柵の設置数を減らした。
- (3) 排水管の施工に当たり、維持管理性の向上を図るため、集水ますを設置した。

6 専決処分年月日

令和8年8月19日



8 葛健地第 364 号

令和 8 年 9 月 8 日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず 殿

葛飾区長 青 木 克 徳

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

専決処分報告書（損害賠償額の決定）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成 13 年 6 月 14 日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 専決処分事項

損害賠償額の決定

2 損害賠償の相手方、契約件名、延滞日数及び損害賠償額

相手方	契約件名	延滞日数	損害賠償額
東京都港区西新橋三丁目 22 番 8 号 N T T 東日本株式会社 東京事業部	電話サービス契約 （令和 8 年 4 月利用分）	29 日	16 円

3 事案の概要

葛飾区保健所及び子ども総合センターの電話サービス契約における令和 8 年 4 月利用分について、利用料金の支払が期限内に完了しなかったことにより延滞利息が発生したため、その延滞利息の額を損害賠償として支払うもの

4 専決処分年月日

令和 8 年 6 月 26 日



8 葛 都 補 第 310 号

令和 8 年 9 月 8 日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず 殿

葛飾区長 青 木 克 徳

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

専決処分報告書（和解）

地方自治法第180条第1項の規定による区長の専決処分事項の指定について（平成13年6月14日葛飾区議会議決）に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年9月15日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 専決処分事項

和解

2 和解の相手方



3 和解の概要

- (1) 相手方は、葛飾区に対し、相手方の従業員が業務として運転する車両が葛飾区所有の街路樹の枝に接触したことによる倒木の撤去費用に関する損害賠償金として、金325,962円の支払義務があることを認める。
- (2) 前号の金員のうち、金100,000円については、相手方が葛飾区に対して支払うものとする。
- (3) 第1号の金員のうち、金225,962円については、相手方の保険会社が葛飾区に対して支払うものとする。
- (4) 前2号の金員の支払をもって、葛飾区と相手方は、街路樹の撤去費用に係る損害に関し、相互に何らの債権債務が存しないことを確認する。

4 専決処分年月日

令和8年7月8日

令和7年度決算に基づく健全化判断比率について

1 葛飾区の状況

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	0.0	—

※ 本区では、一般会計及び各特別会計に赤字額がないこと、また、将来負担額を上回る充当可能財源が見込まれ、将来負担比率が算定されないことから、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は「—」表示としている。

2 参考数値（地方公共団体の財政の健全化に関する法律・同施行令）

（1）早期健全化基準

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
11.25	16.25	25.0	350.0

（2）財政再生基準

(単位：％)

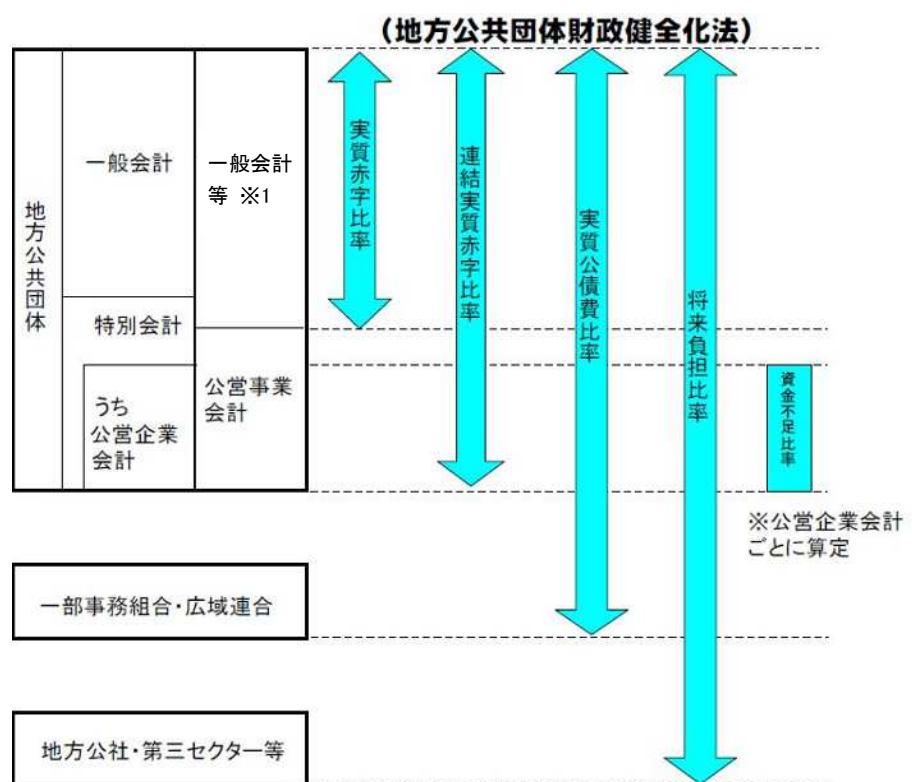
実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
20.00	30.00	35.0	

※ 地方公共団体は、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のいずれかが（1）の早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

また、再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のいずれかが（2）の財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

健全化判断比率の算定について

I 健全化判断比率の算定対象範囲



※¹ 一般会計等

「一般会計」と「用地特別会計」などを合わせたもので、全国の自治体の決算数値を比較分析するために収支調整した、いわゆる決算統計における「普通会計」に相当する範囲及び計上方法に基づく。

II 健全化判断比率

1 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

一般会計等※¹の実質赤字額

標準財政規模※²

※² 標準財政規模

地方公共団体が標準的な状態で通常収入されると見込まれる一般財源の規模を示す指標。算出にあたっては、普通交付税の額の算定（特別区においては特別区財政調整交付金の額の算定）における基準財政収入額等を用いる。

2 連結実質赤字比率

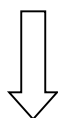
「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの

$$\frac{\text{一般会計等※¹の実質赤字額} + \text{その他の特別会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模※²}}$$

3 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

$$\frac{\text{起債元利償還金} + \text{準元利償還金※³} - \text{算入公債費等※⁴}}{\text{標準財政規模※²} - \text{算入公債費等※⁴}}$$



上記数値の3ヵ年平均

※³ 準元利償還金

駐車場事業特別会計への繰出金や清掃一部事務組合等への負担金のうち起債償還金に充てたと認められる額や、債務負担行為に基づき支出した土地開発公社からの用地取得費など、起債償還金に準じるもの

※⁴ 算入公債費等

地方債の元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額。

4 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

$$\frac{\text{将来負担額※}^5 - \text{充当可能財源等※}^6}{\text{標準財政規模※}^2 - \text{算入公債費等※}^4}$$

※⁵ 将来負担額

一般会計及び用地特別会計の地方債現在高、区職員の退職手当負担見込額、土地開発公社の保有土地に係る翌年度以降の支出予定額、清掃一部事務組合等の起債残高に係る区負担見込額など、将来一般会計等が負担すべき額。

※⁶ 充当可能財源等

基金残高（用地取得基金のうち保有土地残高を除く）、土地開発公社への貸付金、地方債の元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額など、将来負担額に充当することが可能な財源。

人事案の取り扱い（みらい提案）

前提）区民が被選任者を知りたいと思った際に、仕事の経歴など必要な情報を簡単に見つけられる状態が担保されていること

1. 本会議について
プライバシー保護の観点から、本会議では氏名のみを読み上げることとする
2. 会議録について
 - ① 前提条件が担保されているのであれば、（広報かつしかや区ホームページなどにおいて選任の上で必要な情報を区民に対して公開しているのであれば、）会議録に選任同意の際の氏名以外の情報公開は必要ない。
 - ② 議会以外に情報公開をしていないのであれば、住所と生年月日（年齢は必要）をのぞいたものを会議録へ掲載する。